

労働災害(通勤災害)でご来院の患者様へ (労災保険についてのご案内)

当院は労災保険の指定病院です。下記の法令様式(書類)を提出頂ければ医療費は労災保険への請求となる為、患者様の保険負担分は発生致しません。文書料(診断書料)等の自費分のみ患者様のご負担となります。

なお、公務員の方は(公務災害に該当する場合)には別途ご案内を致しますので、下記までご連絡をお願い致します。

1. 労働災害の場合

労災保険を適用する場合は法令様式5号をご用意頂き、必要事項を記入の上、速やかに当院の受付窓口までご提出下さい。 ※既に他の医療機関を受診されている場合には、法令様式6号をご提出下さい。

2. 通勤災害の場合

通勤時・帰宅途中のお怪我であれば労災保険が使用できる可能性があります。勤務先の労災担当者様、もしくは事業主様にご確認下さい。

適用になる場合は法令様式16号の3をご用意頂き、必要事項を記入の上、速やかに当院の受付窓口までご提出下さい。 ※既に他の医療機関を受診されている場合には、法令様式16号の4をご提出下さい。

※法令様式の内紙に関しましては、当院ではご用意しておりませんので、勤務先の労災担当者様、もしくは事業主様にご確認下さい。(勤務先に用紙が無い場合は最寄りの労働基準監督署、又は厚生労働省のホームページから入手可能です。)

3. 勤務先が労災に加入していない場合

基本的に自費精算となります。健康保険をご使用になる場合には必ず加入保険(国保又は社保)の使用許可が必要となります。

※労災保険を適用する場合には、法令様式(書類)をご提出頂くまで、患者様での立替払いが必要となります。

※立替払いの返金の際、領収書が必要となりますので、紛失がないようお手元に大切に保管して下さい。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

(恐れ入りますが、お問い合わせは下記の受付時間内にお問い合わせ致します。)

受付時間:月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時まで
土曜日 午前8時30分～午後12時まで
(日曜日、祝祭日は休診日となります)

医療法人社団 鼎会 三和病院 TEL047-712-0202